

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年7月22日

静岡県監査委員 山下 和 俊
静岡県監査委員 松本 早 巳
静岡県監査委員 土屋 源 由
静岡県監査委員 木内 満

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	令和7年3月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	不適切な負担金交付事務
3 内 容	文化局文化政策課は、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会に対して令和4年度及び令和5年度に負担金を交付したが、このうち当該負担金を原資として当該実行委員会が交付した東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム負担金において、会場費495,000円の中に負担金の対象外経費が含まれていることに気付かず交付事務を行い、交付額が過大となっていた。
【措置の内容】	
1 事案発生の原因	本件は、東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム負担金（以下「東アジア負担金」）の交付先1団体（以下「当該団体」）が会場費495,000円として申請していましたが、当時の東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」）が会場費内訳の詳細について確認しなかったため、対象外経費が含まれていることに気づかず、東アジア負担金を交付してしまったものです。
2 事案発生後の措置	令和7年3月25日の随時監査の結果の通知を受け、東アジア実行委員会の精算義務を有する県が、当該団体に対して改めて調査を実施しました。同調査の結果、監査で注意を受けた会場費495,000円のうち、275,000円は会場費として実費弁償されていなかったため、本件においては、東アジア負担金の対象外経費であると判断しました。 また、同調査の結果、当該団体が実施した事業の全体経費12,750,310円のうち、東アジア負担金の対象経費と判断できる経費が会場設営費及び交通対策費の中に確認でき、対象経費の合計額が当該団体に交付した額2,999,700円を上回っていたため、当該団体に過大な負担金を交付した事実はないと判断しました。

3 再発防止策

東アジア実行委員会は負担金の交付において、支払関係書類は交付先団体において保存し、東アジア実行委員会から提出を求められた場合は提出すると定めていました。

今後同様の実行委員会が負担金を交付する時は、書類上不明瞭な経費が存在する場合は交付先に支払関係書類の提出を求めることや、負担金交付の決裁過程でのダブルチェックや上司による確認を徹底するなどし、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 実行委員会の解散後の手続</p> <p>3 内 容 文化局文化政策課は、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会則に基づき、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」）において事務局を務めていました。東アジア実行委員会は、東アジア文化都市2023静岡県を効果的に推進するという目的が達成されたとして令和6年3月31日に解散し、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会則に基づき、残余財産として40,140,009円及び物品を静岡県に帰属しました。</p> <p>しかし、東アジア実行委員会が保有する文書については、静岡県に引き継ぐ旨の規定はなく、静岡県に引き継ぐ手続が取られていませんでした。実態としては、東アジア実行委員会が保有していた文書は事務局を務めていた文化政策課にあり、県の規定に準じて管理をしているとのことですが、明確な根拠に基づき、東アジア実行委員会が保有していた文書を静岡県に引き継ぐことは重要であると考えます。</p> <p>また、東アジア実行委員会が交付した東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム負担金については、東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項において、支払関係書類は交付先において保存し、東アジア実行委員会から提出を求められた場合は提出すると定められています。しかし、東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し支払関係書類の提出を求めることができるか不明確な状態となっています。さらに、東アジア実行委員会の支出等に過払い等があった場合の対応についても、上記と同様に東アジア実行委員会の権利義務を静岡県に引き継ぐ旨の規定はないため、静岡県が交付先に対し返還等を求めることができるか不明確な状態となっています。</p> <p>これらのことから、今後、実行委員会を立ち上げて事業を行う場合には、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 実行委員会が保有する文書について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が適切に文書を保管すること</p>	

イ 実行委員会が保有する権利義務について、解散後は静岡県等に引き継ぐことを実行委員会の会則に定めるなどして引継ぎ先を明確にし、解散後も引継ぎ先が権利の行使及び義務の履行をできるようにすること

【措置の内容】

実行委員会が保有する文書の引継ぎについては監査委員の意見に基づき、文化政策課が所管する4つの実行委員会の事務局規定に、文書の引継ぎに関する規定を明記する改正を行いました。

実行委員会が保有する権利義務について、解散後に残る権利義務は清算に関することのみであり、その権利義務の引継ぎについては、実行委員会に負担金を支出した県が当然に権利の行使及び義務の履行をできるということを顧問弁護士に確認しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 実行委員会が行う負担金の交付等</p> <p>3 内 容 文化局文化政策課は東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）に対し、協定に基づき、令和4年度及び令和5年度に負担金計339,116,000円を交付し、文化政策課が事務局を務めていた東アジア実行委員会は、当該負担金を原資として、東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、東アジア実行委員会が定める基本計画に従い、東アジア実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業に対して負担金を交付していました。本負担金の交付先1団体について調査したところ、当該団体から、当該団体の役員兼事務局長が執行役員を務めている株式会社に対し、事業の企画運營業務全般を委託していましたが、東アジア実行委員会は委託していることを把握していませんでした。実施要項において収支報告書等に委託先を記載するよう定めており、当該団体において委託先の記載が漏れていたことが委託していることを把握していなかった原因ではありますが、東アジア実行委員会が実施要項において交付先団体の体制について確認できる書類の提出等を求めておらず、交付先団体の実態が把握できない状態が生じていたことも原因と考えます。本負担金に係る事業について委託することは禁止されていませんが、委託した場合には、事業にかかった経費の透明性が欠けるおそれがあり、経費の内容についてより慎重に確認する必要があります。さらに、交付先団体の役員が所属する他法人に業務を委託する場合等の特定の状況では、事業費の妥当性等が担保されないおそれがあります。</p> <p>また、東アジア実行委員会は、実施要項において支払関係書類の提出を求めておらず、交付先1団体において本負担金の対象経費に対象外の費用が含まれていることに気付かずに負担金を過大に交付していました。このため、文化政策課が東アジア実行委員会に対して交付した負担金が過大となっています。なお、文化政策課は協定において東アジア実行委員会に対し実績報告を求めていませんでした。</p>	

さらに、東アジア実行委員会が上記交付先1団体に対し交付した負担金について、本負担金に係る事業を外部へ委託することで対象外の負担金の交付後も対象経費等に疑義が生じた際には実績を確認する必要があり、東アジア実行委員会の解散後であっても、事務局を務めていた文化政策課は当事者意識を持って対応する必要があると考えます。

加えて、東アジア実行委員会の会計書類を確認したところ、本負担金の交付先1団体から東アジア実行委員会に提出された協定書締結依頼に添付されている収支予算書では負担金の額が2,727,000円と記載されていますが、協定書締結に係る東アジア実行委員会の支出負担行為何では負担金額2,999,700円となっており、当該負担金額で協定書が締結されていました。負担金額変更に関する経緯等を確認できる書類は存在せず、負担金額が変更された経緯は不明です。

これらのことから、今後、実行委員会方式により実行委員会から負担金等を交付する場合には、次のことについて、検討を求めます。

- ア 負担金等の交付先団体の体制について確認できる書類の提出を求める等により、負担金の交付先団体が負担金に係る事業を実施できる体制か確認をすること
- イ 負担金等に係る事業を他法人へ委託している場合には、必要に応じて委託に係る事業について支払関係書類の提出を求める等により実績を確認すること
- ウ 負担金等の交付事務が適切に行われるよう、実行委員会や負担金の交付先団体に対し、県として適切に指導等を行うこと
- エ 実行委員会の解散後に、交付した負担金等の内容に疑義が生じた際には、県として適切に対応すること

【措置の内容】

監査委員の意見に基づき、今後実行委員会方式により実行委員会が負担金等を交付する場合、交付先団体の体制が確認できる書類の提出を義務づけるとともに、必要に応じて委託に係る支払関係書類や事業委託に係る書類の提出を求めるなどして、負担金等が適正に交付され、適正に執行されたことを確認するように努めていきます。

また、実行委員会が負担金等を交付する場合は、必要に応じて県が実行委員会や負担金交付先団体に対して負担金交付事務が適正に行われているかを確認、指導するように努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田財務事務所	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指 摘</p> <p>2 件 名 不適切な事務処理による法人二税の課税漏れ等</p> <p>3 内 容 下田財務事務所は、令和3年度から4年度にかけて、法人二税（法人県民税・法人事業税）に係る317件の事務放置等の不適切な事務処理を行った結果、未徴収4件963,800円、過徴収4件113,000円、課税権消滅1件63,400円を発生させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>(1) 1税目を1人で担当する現行の組織体制により、事務処理を担当者一人任せにしてしまい、関係書類が適切に管理されなかったことなどから、事務の進捗管理が適正にできていませんでした。</p> <p>(2) 事務所規模に比べて扱う税目数が多く、その各税目を税務経験がない、または浅い職員が担当せざるを得ない状況であることに加えて、事務所内で助言、指導ができない体制でした。</p> <p>2 改善措置</p> <p>(1) 事務の進捗管理を適正に行うため、税目ごとに管理項目を細分化した税務事務進行管理表を新たに作成し、業務進捗管理をきめ細かく徹底して行うほか、担当者個人だけがわかる書類の管理とならないように、その保管方法を見直すなど、不適切な事務処理の再発防止を図りました。</p> <p>(2) 税務経験の浅い職員に対しての教育、指導が当事務所では困難な税目があることから、業務の実践や研修等を通じて職員の専門性の更なる向上を図るため、専門知識を有する職員が所属する他の財務事務所と連携を強化しました。</p> <p>3 今後の防止策</p> <p>(1) 日々の書類の提出状況や管理状況の把握等を含めた業務の進捗管理の更なる徹底を図っていきます。</p> <p>(2) 組織体制や職員の配置の見直し等を含めた再発防止につながる取組については、当事務所だけで抜本的な解決を図ることは困難であることから、総務課や税務課、他事務所等と連携して具体的な検討を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 予算令達前における指名通知</p> <p>3 内 容 志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面对策工事において、予算令達前に指名競争入札に関する指名通知書を送付していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案は、静岡県財務規則に記載されている「歳出予算は、配当若しくは再配当又は令達を受けた後でなければ執行してはならない。」という条文のうち、執行とは支出負担行為何を指しており、支出負担行為何の起案前までに令達を確認できればよいとの誤った認識により生じたものであります。</p> <p>再発防止策として、事業課と総務課によるダブルチェックを徹底しております。</p> <p>具体的には、事業課は設計書何の起案時に令達スケジュールを本庁所管課と共有し、総務課は入札参加資格委員会に諮る案件について、令達予定日を事前に確認するとともに、令達を確認した案件に限り、入札に関する指名通知や公告を行うことを遵守しております。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
志太榛原農林事務所	令和7年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な工期設定</p> <p>3 内 容 志太榛原農林事務所は、令和5年度に実施した法面対策工事及び土砂搬出工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>法面対策工事については、災害により土砂流出が発生した現場であり、ライフラインである国道及び鉄道への再被害を抑えるために、早急に着手する必要がありました。</p> <p>当該工事は、導流提工、函渠工、水路工など複数の工種が存在しますが、二次製品の利用、施工パーティー数の増加及び複数工種の同時施工等により設定工期内での完成が可能と判断し、工期を116日間に設定しました。しかし、発注後に他機関との調整に不測の日数を要し、工期内の完成が困難となりました。</p> <p>土砂搬出工事については、雨期までに土砂仮置場の容量を増やすために、早期に着手する必要がありました。</p> <p>当該工事は、ダンプトラックによる土砂搬出が主であるため、ダンプトラックの台数を増加させることにより設定工期内での完成が可能と判断し、工期を69日間に設定しました。しかし、発注後に河川敷からの搬出に係る隣接工事との調整や搬出先である富士山静岡空港などの関係機関との調整に不測の日数を要し、工期内の完成が困難となりました。</p> <p>再発防止策として、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」や交通基盤部で用いられている「工期設定実施要領」及び過去に施工した同種・類似工事の施工実績等に基づき、適正工期の算定、確保に努めてまいります。</p> <p>なお、災害等で緊急に発注する必要がある場合は、速やかに繰越等の必要な措置を講じるよう関係部署に申入れを行い、適正工期が担保できた段階で工事を発注するよういたします。</p>	